

2011（平成23）年3月25日

東京首都圏都市開教対策本部
本部長 山内教嶺 様

本部員 小林 泰 善

本部員 長谷山 顕 俊

都 市 開 教 へ の 提 言

東京教区の寺院数は、2011（平成23）年1月7日付け現在、寺院432箇所・非法人教会22箇所寺で公的に活動する寺院は454カ寺であり、布教所13箇所を加えると、教区内で活動する拠点数は合計467となる。1973（昭和48）年発行の寺院名簿によると寺院数が387カ寺と教会が1とあり、凡そ38年間で80カ寺増えたことになり、寺院数が2割増えている。このように我が宗門が都市開教に継続的に力を注いできたことは、首都圏の寺院数の経緯を見ることにより明らかである。この数字を多いと見るか少ないと見るか評価は分かれると思われるが、ここまで数字が伸びた原因は、都市開教従事者本人のたゆまぬ努力と既存寺院の理解と協力があったからである。

そして現在、宗門は、首都圏において新たな100万人の門徒の創出を目指して、首都圏の都市開教を更に押し進めようとしている。現在宗会において審議されている宗法改正案においても、首都圏開教が主要案件の一つにあげられている。

しかし、残念なことに、この宗法改正案について東京教区内寺院に対してほとんどその内容とその目的が知らされていない。加えて法案を見ただけではその目的や効果をイメージすることが難しいため、宗門内に憶測による種々の情報が流れている。そのため教区内には、教区の現実を正しく認識せずに乱暴な施策が実施されてしまうのではないかと疑心暗鬼する傾向も見受けられる。

その原因は、首都圏センターが築地別院にその拠点をおいているにも関わらず東京教区との接点を十分に持ち得ていなかったことにあることと思われる。

今後都市開教を更に推進するためには、法改正の成否に関わらず、首都圏開教推進本部が教区の信頼を得ることができるか否かが、最大の課題になるといわざるを得ない。

以上のことを踏まえた上で、今後の都市開教についての提言をする。

1. 理想と現実

首都圏において、流入人口に対する教化拠点はまだ不足している。都市開教の基本は、門徒集団の拠点（道場）となる新たな寺院を数多く設置することにある。都市開教推進本部の役割は、ご法義宣布の理想に燃える人材がまさにいのちを懸けて聞法の道場を築き上

げるために物心両面の援助をすることにある。

首都圏では、近年、都市開教本部が関与するしないに関わらず、多くの寺院が誕生した。数値の上では、先に掲げた通りであるが、平行してご法義宣布の理想とは相反する徒花も生んでしまったことは、認識しておかなければならない。

首都圏は地価が高く拠点を設置するには多くの資金を必要とする。そのためには葬儀社との関係を良好にすることが不可欠となる。新規拠点にとって、新しい門徒の誕生は葬儀を縁とする場合が多い。それは否定されるべきものではない。しかし、新たなご門徒とのご縁としての葬儀との目的を失ってしまった場合、宗門の都市開教にとってマイナスの要素となる。現に、首都圏には葬儀のみであとは放置されてしまう潜在門徒が多い。その人々の何割が浄土真宗の寺を探すであろうか。浄土真宗に愛想尽かしをしてしまった人々の比率ははるかに高いと想像される。浄土真宗で葬儀をしたいと願う人々、そのほとんどがお念仏の遺産を受け継いできた人々である。その遺産を食いつぶしているのが現実である。それは世間一般の、僧侶に対する信頼の失墜に連動している。葬儀の簡素化の風潮も、その流れと無縁ではない。

その意味でも都市開教は、門徒集団を着実に増やす目的を持って展開されなければならない。

2. 都市開教の今後の展開のために

①総論讃成、各論反対にどう対処するか

都市開教において、新規拠点を決定するにあたり、種々の困難に直面するのは避けられない。その中で、都市開教対策本部が特に力を発揮しなければならないのが、当該組との連携である。都市開教の意義についてそれを否定する住職はいない。しかし、近隣に新規拠点ができるとなると反対する住職も出てくる場合が多い。いわゆる総論讃成、各論反対である。反対論には自己防衛の感覚からくる一時的なものが多く、適切な情報を提供することにより解消することが多い。正当な説明ができれば当該組内にも賛同者が出て、解決は早まるだろう。

そのためにも、都市開教推進本部と組との連携は不可欠である。

②予断と偏見を払拭する努力

また、都市開教推進本部は、首都圏の現実を適切に宗門（京都）に伝えていただきたい。いまだに、都市開教が進まないのは首都圏の寺院が既得権でうまい汁をすっついながら新規参入を許さないからだという、予断による偏見が信じられやすい。受け入れられない場合には、それなりの理由があることを示すべき。

この予断によって、現場の声が無視されるとすれば、首都圏センターの責任は大きい。宗法改正が、予断にもとづいてなされるという憶測もある。たとえば、改正により組の反対を無視して拠点設置できるようになるとの声も聞こえてくるのである。

首都圏センターが設置され、過去より著しく改善されたことの一つに、本山の機関が東京教区の現実を継続的に認識できるようになったことがある。それまでは、本部長が変わるたびに振り出しに戻り、現状説明に時間がかかっていた事実がある。

都市開教推進本部に対する東京教区の期待は大きい。

③過疎対策と都市開教

都市開教については、過疎対策と抱き合わせで論じられることが多い。特に宗会では、首都圏に予算を振り向けるにあたって、選挙区に過疎地を抱える議員の了解を得るための論拠となる。しかし、都市開教と過疎対策は、全く別の事柄である。

ご法義宣布の理想に燃える人材が、いのちを懸けて聞法の道場を築き上げる努力に対して、物心両面の援助をするのが都市開教対策である。現に、都市開教専従員の募集は、広く宗門に呼びかけられている。

過疎対策に都市開教を結びつける考え方には、ご法義相続の遺産を育て、ご縁をつないでいどころか、宗門が食いつぶしていくというマイナス要素があることも認識しておかなければならない。過疎対策は、宗門としてしっかりした対策を持って予算化していかなければならない。都市開教で得た収入で過疎地を潤すと単純に考えることは、自滅の道を選んでいくことにすぎない。

首都圏センターは、その点を明らかにし、過疎対策担当からはずれるべきである。

3. 宗門法規上の問題点

①「活動拠点設置の届出に関する宗則」の問題

2005（平成17）年に施行された「活動拠点設置の届出に関する宗則」は、読み方によっては意図的に利用される可能性があり、長年苦勞して積み重ねてきた都市開教の努力と歴史を否定しかねない法規である。発布当初、都市開教対策本部からもまた組長会からも総局に対して意見書を提出している。その回答は、宗教法人法改正に伴う、現状確認のための法規であり新たなケースには適用しないとのことであった。

したがって、その回答から判断できることは、この法規は、時限立法とするのが妥当であったのだと考えられる。宗派の法規が国法で補えない部分を補完するという観点からしても、誤解を招きやすいこの法規は、その目的を修了していることから廃止することを求めていくべきである。

宗門法規より国法が優先されるのは当然である。しかし、宗派の手続きに従えない向きは、宗派から離脱して活動すればよいのである。宗派としては一貫した強い姿勢をもって対処すべきである。

都市の現実には、必ず地方に波及する。葬儀の簡素化ばかりではなく、宗教が関わらない直葬が増える傾向は、葬儀業界だけの問題ではない。教化意識の低い僧侶の跳梁が葬儀の目的まで見失わせているのである。その僧侶たちは、首都圏で採算がとれなくなれば、地方都市に行くしかない。地方における門徒の強い帰属意識も、核家族化によりすでに崩れつつある。資金の潤沢な一部寺院がそのノウハウを利用し、チェーン展開をすることにより、営利主義が無防備な地方都市を席卷するであろうことが、容易に想定できる。「活動拠点設置の届出に関する宗則」は、宗門に届出を行っているとの口実に利用される可能性が高い悪法である。

現在、過疎対策として住職兼務を許可する法規が検討されているとのことであるが、あらゆる結果を想定し、過疎対策に限定された法規にすべきであろう。

②僧侶台帳現住所記載の信頼性の問題

2004（平成16）年の僧侶規定の改正で僧侶台帳に現住所を記載することが義務づけら

れた。僧侶を管理する宗派として台帳の不備を指摘されてのことである。しかし、未だに名簿の公表がなされていない。名簿が整いながら公表がなされないことは宗派としての責任を果たしていないと言える。せっかく整えた現住所制度の有名無実化である。結果として、宗派が、教化意識を持たず葬儀業者の下請けをして小遣い稼ぎをする本願寺派僧侶の暗躍の手助けをしているようなことになっており、未必の故意がはたらいていると疑われても仕方がない。

都市開教の観点から、総局に対して名簿の公表を強く要請すべきである。もし、個人情報保護の観点から名簿を配布することができないとするならば、最低でも教務所での名簿の閲覧を可能にすべきである。また、衆徒賦課金は、個人納付にすべきである。そのことによって、現住所の更新もでき、僧侶台帳の信頼性を高めることができるのではなかろうか。

4. 都市開教対策本部のあり方

都市開教は、対策本部と東京教区が一体となってことにあたらなければ進まない。一時良い方向に進んでいる時もあったが、ここ数年停滞している。宗法改正により新たな展開が目論まれているが、改正を待っていても肝心の教区との連携が失われたままだと、資金や法規が整っても教区の協力が得られない事態が危惧される。その観点から、いくつかの提言をしてみたい。

①本部員会議等の重要性

都市開教対策推進本部にとって本部員の位置づけは変わったのだろうか。このような問いをしなければならぬのはとても残念である。松原前本部長の時から、本部員の人数が大幅に削減され、都市開教重点組の組長も排除された。神奈川組が残ったのは、組長がたまたま南ブロック長だったからである。会議も減り、会議の内容も事後承諾の諮問会議のようになってしまった。以前は、布教所の視察に同行し、受け入れ組画や受け入れ内規の作成など、都市開教を推進するための協議を行ってきた。しかし最近ではほぼ事後承諾懸案の会議のみである。

本部員は本部職員とは異なり東京教区の代表者でもある。本部員と情報を共有し参画の意識を高める必要がある。次年度より、重点組の組長は本部員になることが決まったようだが、さらに、各組の都市開教担当者一名を本部員または委員に加えることを提案したい。組長は会合が多く煩多である。専門委員会を実効あるものにするためには、頻りに会合等に出られる人材を組から選出してもらうことが必要と思われる。

②組との連携・定期的な情報交換

本部職員が定期的に重点組を訪問し情報交換をすることが大切である。教区内住職に都市開教の現況について定期的に説明する機会を設け、また都市開教の理念を共有すること、それが本部への信頼を構築することに繋がるのである。

③布教所等、開教拠点との連絡をより密接に

今まで以上に布教所等との連絡を密にして、その実態と組との連携がどのような状況であるのか把握に努めるべきである。放置状態にならないようにし、適切な指導をして、より早く法人化や非法人教会化を実現し、正式な宗派（組）への帰属を目指すべきである。

④藤枝布教所の後始末と三浦氏問題の適切な解決への努力

上記2件は、都市開教対策本部の対応のまずさから生じた問題と考えなければならない。本部に対する教区の信頼を害いかねない重大な問題である。都市開教対策本部の責任を明らかにし、東京教区に生じた不信への適切な対応を図るべきである。

5. 拠点設置以外の都市開教対策

都市開教のみならず、既存寺院の教化活動、さらに宗門全体の教化活動に資するものと思われるので、是非とも積極的に推進していただきたい。

以上、厳しすぎる表現もあることと思われるが、東京教区と都市開教対策推進本部が対立するような局面を回避し、都市開教が将来に向かって適正な方向に展開され発展していくことを願って、あえて提言することとした。

以上